

持続可能な調達ワーキンググループ（第13回）

議事録

※議事録では「ワーキンググループ」を「WG」と記載しております。

日時：平成29年2月17日 金曜日 9:30～12:00

会場：組織委員会虎ノ門オフィス 会議室

1. 本日の議事その他について

（事務局）本日の議事について。本日は、最初はコード本体部分についてご検討いただく。

その後、特別委員にもご参加いただいて、農・畜・水産物の基準についてそれぞれご検討いただく予定。いずれもパブコメを踏まえたWGとしての最終案についてご了承をいただきたいと考えている。

2. 共通事項について

（事務局）まず、パブコメの結果についてご説明する。資料2と資料3。12月13日16時から27日17時まで2週間と1時間、意見募集を行った。調達コード本体（共通事項）については、約50の個人・団体から約180件のご意見をいただいた。資料2ではそのうちの一部をご紹介している。全意見については委員には机上配布させていただいている。今後同じような意見・理由をまとめるなどした上で公表できるようにしたい。パブコメのご意見を取りまとめた立場の受け止めとしては、調達コードの方向性や基本的な内容についてはおおむねご理解・ご賛同いただけており、その上で、より細かい視点や事例、それを踏まえた記述の修正、運用面で留意すべき点などをご提案するものが多かった印象。これらのご意見を踏まえたコード案本文の修正点については資料3のとおり。パブコメのご意見のほか、これまでのWGで出たご意見を踏まえて修正した部分もある。

（事務局より、資料2及び3に沿ってパブリックコメントの結果及び調達コードの修正案を説明。）

（事務局）次に、木材の基準について。資料4-1。先行して昨年6月に策定したが、本来、食材の基準と同様、調達コードの一部であるべきもの。調達コード本体が策定されるのに合わせて、一体化させるための形式的な修正を行うこととしたい。続けて、調達コードの内容について概要を取りまとめた資料も作成しているのでご紹介したい。資料5。コードの趣旨、ネガティブな影響の防止とプラスの影響の促進という2つの観点で設定している基準、担保方法のイメージ図などを示している。今後いろいろなところで調達コードを説明する機会がありそうなので、こうした資料も活用していくつもり。最後に、調達コードそのもののことではないが、食材の基準に関連して、

「飲食提供の基本戦略」について簡単にご説明しておく。資料は6。これは、大会における飲食提供に関する基本的な考え方を示す文書であり、情報発信や関係者のエンゲージメントのツールとなるもの。同様の文書は、ロンドン大会やリオ大会でも策定されていた。調達コードと基本戦略の関係は一度ご説明しているが、表のとおり。食材の持続可能性の面からの基準は調達コードの一部として策定するが、飲食提供における様々な配慮は基本戦略でカバーする。東京大会における基本戦略の策定に当たっては、過去大会の事例や東京大会のビジョンを踏まえて5つのテーマを設定。外部有識者で構成する検討会議を設置予定であり、今後1年くらいかけて検討していく。

(秋月) 今のご説明に対して御質問があればお願いします。

(東梅 (小西委員の代理)) 趣旨の1ページの3パラグラフ目について。社会全般における消費の面からも、生産の面からも結果を残していくレガシーであることが明確に謳われている。そのレガシーを残すために具体的に調達コードを今まで議論してきたし、それをパブリックコメントにかけて社会の声を取り入れたことが今回の趣旨だと思う。そういう意味では12ページの「その他」という項目で非常に大きなメッセージを残していたので歓迎したい。「調達コードの必要な改定を適宜行うこととする。」としている。今回はいろいろな知恵・声を取り入れたが、それにとどまらず必要なものがあれば改定するという明確なメッセージを出している。消費者にとっても生産する側にとってもこれが始まりでありこれからも必要な改定が続くという明確なメッセージを出していることが素晴らしいと思う。また、次の行でもこれに留まらず、最新の課題やニーズを把握する必要がある、そういうことを通じて持続可能性を一層向上させていくことを期待しているということで、調達コードはミニマムであり、そのミニマムを行くようなものを社会の中でどんどん作り出すことも同時に組織委員会の調達コードで期待していると二重の意味でメッセージを出していることが今回非常に良い改定になったと感じている。

(土井) 2点ある。6ページの「国際的労働基準の遵守・尊重」で「中核的労働基準」が「基本的原則及び権利」に代わっている。事務局の理解としては「基本的原則及び権利」に中核的労働基準が含まれるということか。

(事務局) 然り。「基本的原則及び権利」の中身は12ページの脚注に書いている。パブコメのご意見の中で、中核的労働基準は条約であり、企業に求めていくものとしては「基本的原則及び権利」の方がよいというご意見があったことから修正した。

(土井) 1ページ目では中核的労働基準を含むと修正していたので、この部分も中核的労働基準が含まれるということを明示して修正してもらいたい。2点目は11ページの監査について、いろいろな配慮が必要であることは理解するが、「サプライヤーとライセンサーはこれに応じるものとする。」という部分が抜けたことは残念に思う。また私の理解ではロンドンの調達コードではこのような監査の義務を課していたと記憶

している。それと比較してもこの文言が入っていた方がよいのではと感じた。

(事務局) 中核的労働基準については、基本原則及び権利との関係を整理して検討したいと思う。監査の件も検討するが、修正の意図をご説明しておく、監査を求めるからには基本的には応じてもらうという前提で考えている一方、9月のWGの時にも説明しているが、営業秘密などの関係でどうしても監査の立ち入りが難しいという場合もあり得るという指摘もあった。実際にはサプライヤーとしっかりコミュニケーションをとって対応することになると思うし、その中で監査以外の方法もあり得ると考えているところ、監査に応じる義務を必ずしもここで強調する必要はないと考えてこのように修正することをご理解いただければと思う。

(黒田) ILO 中核的労働基準は三者宣言に含まれているという説明があったが、14ページの参考文献ではそれぞれ載せるということで問題ないか。

(事務局) そのとおりである。

(冨田) この難しい様々なコメントを的確に処理していて、かなりの完成度に近づいたと感じている。いくつかコメントがある。ILOの中核的労働基準について。これは労働にとって非常に重要な基準であるので、本文に明示し、なおかつ参考文献に残す必要があると思う。次に参考文献の項目について。この調達コード自体は全世界から注目を浴びるということを考えると、正確性を期すことも大事な側面だと思う。「国際的な合意・行動規範関係」とあるが、これは各国の政府がエンドースしているものという定義であり一般的に使われているものだが、この項目にある「国連グローバル・コンパクト」と「子どもの権利とビジネス原則」はこれに該当しない。国連グローバル・コンパクトはプライベートイニシアティブとして始まっているのでどこの国のエンドースメントも受けていない。また、「子どもの権利とビジネス原則」はグローバル・コンパクトとユニセフとセーフ・ザ・チルドレンという三者で作ったものである。それぞれ重要な文書であることには変わりないがここに入れるのは適切ではない。できればその他の国際的なイニシアティブのようなカテゴリーを用意することが妥当かと思う。ただ、これらに加えてカテゴリーを増やすのもどうかと思うので、「ISO 関連」というカテゴリーを「その他の国際的なイニシアティブ」に変えてはどうか。適宜改定していくという話もあったのでバージョン管理が大事と考える。また、変更履歴も後ろにつけて、いつ基準ができて、どう改定されたのかということを示しておくことが大事だと思う。その他、少し微妙だが、組織委員会の調達行為自体は既に発生しているので、施行年月日も入れる必要があるかもしれない。また、もし可能であればという意見だが、この基準がどう作られたかというプロセスも簡単に加えてはどうか。例えばこのワーキンググループがマルチステークホルダーの委員でもって議論をしてきたこと、また、パブコメを行い、様々なステークホルダーを呼んで意見を聞いてきたのでそういった事を経て作られたコードであることを明示しておくことで価値が上がると思う。これから ISO20121 の認証を取ると聞いているが、

このマルチステークホルダープロセスやステークホルダーからどうやって意見を聞いたということが非常に重要な要素となる。この場でちゃんとやったということを明示することは重要ではないかと思う。

(河合) 非常にブラッシュアップされて更に良いものになったと思っている。その上で2点意見がある。中核的労働基準についてだが、私の認識としても「基本的原則及び権利」は中核的労働基準を含む概念だったと思っている。事務局がどう表現するかだと思うが、連合としてもこの概念をどう整理するかは考えたいと思う。12 ページのその他について。この調達コードを都と政府機関等に対して尊重するよう働きかけるとあるが、連合としてもこの調達コードが非常によくできていると思うので、ぜひ都と政府にもお願いしたいと考えている。情報交換等を含め連携をお願いできればと思う。

(青山) 9 ページの「⑦地域経済の活性化」の中で書かれているビジネスチャンス・ナビについて。ビジネスチャンス・ナビは大会を契機に、中小企業等のビジネスチャンスの拡大を図ることを目的に構築したポータルサイトである。このサイトに官民の調達案件を掲載し、民間の案件であれば受注側の企業がエントリーすることで、受発注のマッチングを支援していこうというものである。28 年の 4 月から本格稼働して現在は入札システムとして使えるよう改修を進めており、29 年 4 月から組織委員会の入札手続きでも使っていただくことになったので、報告させていただく。ビジネスチャンス・ナビについては、登録企業が持続可能性に配慮した取組の内容等の自社の PR 情報を登録することもできるし、サプライヤー等が希望する条件を示して調達先を効率的に探すこともできる。農林水産事業者から農林水産物を調達するときにも使える。積極的に活用いただきたい。このサイトを使うことでビジネスチャンスが広がっていけば持続可能性に配慮した取組もますます広がると期待している。ところで、現在の調達コード案では、サプライヤー等にサイトの活用を勧める趣旨がわかりづらい。この項目の下から 2 行目の「に関して、」の後に「ビジネスチャンス・ナビを活用しつつ」というような言葉を入れる必要があるので検討いただきたい。

(事務局) 意見については検討したいと思う。

(田中) 河合委員より都も調達コードの遵守をしっかりしてほしいという話があった。東京都としてもこの検討に加わっているので、木材調達を初め、東京都が発注する工事では調達コードについては遵守、尊重していきたいと思う。

(秋月) 全体的には評価していただいたと感じている。指摘があった ILO の中核的労働基準の記載は検討したいと思う。その他監査の部分や改定履歴を入れる、ビジネスチャンス・ナビ等の御指摘いただいた点は今後事務局と相談して検討したいと思う。

3. 農産物の調達基準の検討について

(事務局より、資料 7-1 に沿ってパブリックコメントの意見の概要と回答案を説明)

(事務局) 事務局としては、パブコメに出した基準案から修正する必要はないと考えたところ。御意見をいただく前に、栗原特別委員から、GAP 認証の普及に向けた農林水産省の取組について先にご紹介していただきたいと考えている。GAP 認証品が現状少ないことを懸念するような報道も一部あったので、この機会に国の取組をご紹介いただく。

(栗原) 最近新聞で GAP の認証品が少なく大会は大丈夫かといった記事が載って不安を感じている人もいると思う。現状で GAP の認証品が少ないことは事実なのでオリンピック・パラリンピックまでに国産の持続可能性の高い農産物を供給していけるように 47 都道府県すべて回りながら、調達コード案の趣旨、そのための GAP の取得の促進について丁寧に説明しているところ。各県を回る中で県庁はもちろんだが JA も含めて広く話をして意見交換をさせてもらっている。今日の時点で 38 都道府県に説明を終えている。説明の中では農産物の供給体制をどうしていくか、GLOBALG. A. P. や JGAP Advance といったものについてどのくらい取り組む声が出ているか、県で推進するためにどんな事をやってもらえるか、第三者確認についてもどのくらい取り組んでもらえるかといったことについて話をさせてもらっている。また、JA には産地でどのように取り組んでもらえるか、産地の雰囲気はどうか、これからどんどん出してもらえるのかといった話をしている。オリンピック・パラリンピックということもあり反応として各都道府県とも非常に関心が高い。まず自分の県の特産品といった優秀なものはオリンピック・パラリンピックに出して食べていただきたいと言っている。また、オリンピック・パラリンピックでたくさん使われると思われる食材については何とか頑張らなくて供給できるように GAP の取得も含めて産地の体制を整備していきたいとのことだった。私からは 3 年先だと思っているとあっという間に時間が経ってしまうので急いでやってほしいと話をしている。また、農林水産省で 28 年度の補正予算で GAP の取得をするための直接経費を定額で補助する仕組みを設けているのでその PR もしている。補助については今日が 1 回目の提出期限だが、かなりの申請が出ている状況であり、大変前向きな印象を受けている。また、県や JA はただ GAP を取ればよいというわけではなく、指導員の養成や研修も必要となり、そういうことをやって初めてサステナビリティの高い農産物が出てくる。そのためそういった補助事業も実施しており、その PR もしているが、取組に対してかなり前向きな意向を受けている。説明はまだ 9 県残っているがそれにとどまらず、優秀な農産物がオリンピック・パラリンピックに十分な量を供給できるよう頑張っていきたい。

(秋月) 今までの説明に対してご意見・ご質問があればお願いします。

(下山) 昨日の 6 時に 120 ページの今日の資料が送られてきた。事務的に忙しいかと思うが体制に不備があるのではないかと感じた。この基準について、オーガニックの認証をとっている生産者は違和感を持っていると思う。あたかも GAP の方が優れた基準というニュアンスで書かれていると感じる。現場の立場では有機は化学肥料や農薬を使

わない生産をしている。世界の農薬のマーケットは6兆9,000億円ある。その中で日本は3,700億円で世界第4位である。GAPは農薬をいつどのくらい使ったという記録をすることが前提で、いかに化学農薬を減らしていくかという視点が欠落している。JGAPやGLOBALG. A. P. を取るべきだと盛んに言われているが費用負担が莫大にかかる。単年度ではなく毎年認証を受けなければならない。例えばJAS有機の認証を持っているればそれにプラスアルファGAP認証まではとてもできない状況。例えばJASの認証機関がGAPの認証も兼ねて有機の認証の時に審査をするなどしないと広がらないと思う。新聞にも書かれていたがGLOBALG. A. P. を取得している農場は約400農場。JGAPは4,200農場。4,391産地のうちGLOBALG. A. P.、JGAPを取得している産地は約2%とのことだった。今からやって間に合うか。末端の生産段階の人はほとんど認識がないと思う。2020年のオリンピック・パラリンピックの時は増えたとしてもその後の保証はどうかといった問題もあると思う。ちなみにGLOBALG. A. P.、JGAPを取得するには1生産者あたりどのくらいかかるのか栗原委員に確認したい。

(事務局) 会議の運営に関して、資料の送付が直前になってしまったことに関しては深くお詫び申し上げます。事務局も円滑に回るよう努力しているが、この場で深い議論をしてもらうことが委員会の基礎であるため、その目的に照らして少しでも早く委員の皆さまに事前に資料を見ていただく努力をしていきたい。

(栗原) オーガニックよりGAPの方が上に見えるような印象を受けるという話があった。私もかつて有機農業を担当していたため気持ちはよくわかるが、有機農業は農薬や化学肥料を使わないという取組の頂点に立つものであり、環境に対する配慮という意味では非常に高い水準であると思っている。ただ、異物混入、フードディフェンスといった食品の安全に関しての項目は別の話であり、有機の認証の中で担保されているわけではない。また、持続可能性を構成する要素の一つとして労働の安全があるが、これも有機JASで担保しているわけではないため、GAPで見ている事柄と有機で見ている事柄は違う次元の話になる。有機の世界でレベルが高いという話と持続可能性の世界でレベルが高いという話は別に考える必要があると思う。GAPは持続可能性について非常に高いレベルの取組を生産段階で確認するためのものであるため、そういう理解で考えていただければと感じた。JGAPやGLOBALG. A. P.の認証取得費用が高いという点について、現時点ではそんなに安いものではない。審査にかかる費用はJGAPの場合、毎年1回生産の確認審査があり、かかる費用は5~6万円くらい。JGAP Advanceは確認項目が増えるので10万円くらいかかると言われている。GLOBALG. A. P.は外国のGAPのため、出した書類を英訳し、本国で確認してもらう必要がある。そうすると経費が少しかかる。個人で数ヘクタールの畑を持っている場合は25-40万円くらいの審査費用がかかる。これを高いとみるかどうかということはあるが、日本ではGLOBALG. A. P.は400件くらいしか認証取得がないため、スケールメリットが働くところまで来ていないと思う。12万件の取得があるヨーロッパでは審査料は5万円程度

と聞いている。日本も取得者が増えれば認証費用も安くなっていくと思う。農林水産省としても持続可能性を担保するという取組に取り組みやすくするという意味で、コストを下げるという努力は必要だと考える。単に補助事業で補助するだけではなく、コストが下がるような働きかけというものを併せてやっていかなければならないと思っている。今後コストを下げていくという努力と併せて GAP の取得が進んでオリンピック・パラリンピックにたくさんの日本産の農産物が出ていければよいと思っている。

(加藤) 基準に盛り込まれた GAP だが、これは生産工程管理という意味ではあくまでも手段。GAP 手法の普及拡大によって生産者の経営改善、ひいては所得拡大につながっていくと確信し、これまで JA グループとして取り組んできた。今後も、行政と連携し、これまで以上に GAP 手法を普及拡大していきたいと考えている。

(黒田) 資料 7-1 の 2 ページ目にも書かれているが、有機は 2 の要件の②を満たしているので、①と③を補完的に認証することはあり得るのか。それとも GAP は GAP として①②③をやらなければいけないのか。そのあたりの可能性を教えてください。

(栗原) これを私から答えることが適切かということもあるが、一般論として申し上げるとサステナビリティを満たすために食材安全、環境保全、労働安全があるが、それぞれのどの部分でちゃんと担保するかということで今回議論していると認識している。有機は環境保全の部分は相当程度担保されているので、食品安全と労働安全の部分を補完してあげればよいという意見も一理あると思う。ただ、その確認を誰が責任を持ってやるかという部分があり、それで今回の調達基準案の中ではガイドラインに完全に準拠した GAP ということで、①～③が満たされたことになるが、それを公的機関が確認をする、自己宣言ではなくて確認するという一歩踏み込んだ話が入っている。資料 7-1 の 2 ページに書かれているが、『都道府県が、農林水産省ガイドラインに準拠した GAP の確認を行う際に、必要な確認能力があると認められる団体に確認業務を委託することができる』とあるが、有機 JAS を認証する機関は ISO17065 に合致する機関である。その機関が有機 JAS を審査するため、県がその同じ機関に有機の人達の GAP の取組の確認業務を県の業務として委託するということがあれば、その機関が有機 JAS 認証を審査する時、同時に他の項目を補完的に確認して、確認した項目については県に確認したという報告をし、一方で有機の JAS 認証はそこで確認をするというような形で、実質的に補完した形は可能だと思うし道理にもかなっていると思う。ただし、公的機関の介在がまったくなく、有機の認証機関が勝手に確認したというのではなく、この調達基準に書かれているように公的機関がしっかり確認することが大事と考えている。

(東梅) 農産物のトレーサビリティとトランスペアレンシーについて質問がある。3 と 4 は持続可能性を担保する仕組みと理解しているが、このサステナビリティの関連で 2 つ大事なことがあると考えている。一つはトレーサビリティがこの調達基準の 3 と 4 で

必須とされていて、この仕組みが構築されていると言えるかどうか。3と4の仕組みでやった結果が、透明性があり、公開されて確認したいと思う人が情報にアクセスできる状態にあるのか教えていただきたい。

(栗原) トレーサビリティは国内の話に限って言えば、国内の業者に JGAP や GLOBALG. A. P. を確認する際は農場が特定されているので、生産のプロセスも特定されているため、トレーサビリティについては問題ないと考える。都道府県の第三者確認の場合でも農場まで確認する人が見に行き行って全てチェックするので問題ないと考える。トレーサビリティが心配なのはむしろ海外産であり、国産については問題ないと考える。透明性の話は前にも一度議論があったと思うが、JGAP や GLOBALG. A. P. といった民間認証は取得した人が自分の情報を公開してもよいと言ってくれればある程度の範囲で公開をしている。ただし経営の中身に関わる話のため、公開してほしくないという人もいる。その場合は守秘義務の問題もあるので公開されていない。GLOBALG. A. P. を取っている農家は約 400 件あるが、実際にホームページに公開されているのはその半分程度になると思う。そのため全て公開するというのは難しいと考える。その代わりに認証機関が責任を持って確認をするということだと思ふ。それをもって不透明と言われると困る部分もあるが、GAP というものがその人の経営の中身まで実質的にみてチェックをしているため、内容の公開は本人の同意を含めて一定の制約を受けることはやむを得ないと思う。

(冨田) トレーサビリティについて。GAP の仕組みは農場、農家の認証という位置づけなので、商品認証ではなく CoC 認証もないのでトレーサビリティの概念は入っていないと思う。国内は問題ないという話があり確かにそうだと思うが、必ずしも農家から直接購買するわけではなく、中間業者が入った時の混入リスクはこの仕組みでは担保できないのではという印象がある。それに対して有機 JAS は、買うところまでラベルがつくのでトレーサビリティを担保する仕組みがあるのであろうと理解している。農場の持続可能性を担保することは非常に重要であるが、実際に食べるところまで来ることが担保されることも重要な概念なので、GAP が取れていたから問題ないという考えは少し不十分であるという印象を持った。

(下山) 産地で有機のニンジンバラで 10kg を宅配業者に売って、そこが小袋に入れて JAS 有機のシールを付けて売る場合は、小分け認証が必要になる。ただし、GAP はそういう視点はない。途中の異物混入に対する防止策は難しいと思う。JAS の認証は日本の法律に基づいて WTO の Codex 委員会のオーガニックの世界基準に基づいて作られている制度。アメリカに輸出する場合はアメリカの認証機関の同位性ということで認められている。GAP は民間認証であるのでその責任を含めて担保できるかが疑問である。

(勝野) 少し論点がずれてきたのかなと思う。農産物、畜産物、水産物含めて、これまでの WG において食材の調達基準は CoC までの確認を独自のコードで担保するという議論

はしてこなかったと認識している。どこで担保するかという共通コードのサプライチェーンの働きかけ等で見るという整理で案を出してパブコメにかけたと認識をしている。ここで GAP と有機 JAS 規格の認証の優位性を議論することは論点がずれていると思ったのでコメントさせていただいた。

(鬼武) パブリックコメントで全体的なコードにもあったが東日本大震災等で被害を受けた地域の農産物について意見が出ている。この点の活用については別途検討したいとされており、資料 3 の 8 ページにも被災地の復興への配慮について書かれていて、その点は良いと思うが、考え方や検討する内容については早めに出す必要があると思う。その理由としては農林水産省が被災地の農産物についてリスク管理措置の変更を考え、提案を進めているが、この変更に対して消費者や生産者の代表の方々の賛同が少ない状況である。言い換えると今のリスク管理措置の変更については慎重に行ってほしいということだと思う。被災地からの農産物が現状では放射性物質が高いものが流通されているとは考えていないが、それに対する認知度、認識度は低く変更を提案しても理解されないのが現状だと思う。また、国内だけでなく国外においては、被災地の食材についてはまだセンシティブに思われている人が多い。逆に今リスク管理措置としてきちんとしたものが流通・販売されているということであれば、そのことを早い時点できちんと検討してその結果を出すべきだと思う。私たちの協同組合はそういう点からも被災地の支援をしているので、できる限り検討を早めにして国内だけではなく、国際的にも情報を出してもらいたいと思う。

(土井) 有機農産物について。私自身この分野の専門家ではないが、諸外国の方やオーガニックの分野に詳しい方から話を聞くと、日本ではオーガニックがあまりないとか、農薬を使っていることの懸念について話が出る。ただこの調達基準はミニマム基準であり、食材の安全や労働安全等もミニマム基準として必要なことであるので、農薬といった環境の部分だけでクリアするのは難しい。一方、オーガニックが優れていることは間違いないので、大会に向けてより促進されていくような、インセンティブのあるような制度設計にしていくことは必要だと思う。そう考えると栗原委員が言っていた公的機関による確認の弾力的な運用が生産者にとって現実的なオプションであれば、それが実践されるように都道府県等に働きかけていくこと、有機 JAS の認証機関に働きかけていかなければならないと思う。また、そういうことを進めていく上で手助けすべきことがあればそれをしていくことが実務面で大事だと感じた。有機が優れたものであることがこの基準では謳われていると私自身は感じているし、だからこそ推奨していると思っている。とは言っても調達基準はミニマムスタンダードであるという性格があるので、資料 6 でも大きな方向性として環境の配慮という項目もあるので、環境負荷の少ない農産物、有機を使っていくという戦略をフードビジョンなどを含め練って取り組んでいただくことが必要だと思う。有機農産物を作っていることで、より五輪の中に参加しやすくなり、五輪に参加した海外の人も環境面にも健

康面にも良いものを食べて帰ってもらえば良いと思う。

(富田) 今の段階で基準を大幅に変えることが現実的でないことは理解している。2は生産段階の持続可能性を担保するための基準であるため変える必要がないと考える。ただ有機 JAS のシステムは関連法令も遵守しているし、環境に対しては大きなメリットがあり、労働安全についても農薬を使用しないことによる労働安全リスクの低減があることからシステム自体に優れた特質があると考え。障がい者が主体的に携わって生産すること自体は非常に重要な事だが、付加的で社会的な持続可能性に関わることなので、有機を同列に扱おうと違和感がある人もいるかもしれない。例えば2の中で有機農業のことに言及して①②③を満たす効果的なものとして強く推奨するという文言を差し込むことで、生産者に誤解が生じない修正案もできるのではないかと思う。ただしこの項目はあくまでも最低基準であるのでここに有機を設定することは現実的ではないと思う。例えばフードビジョンや運営計画で有機に対する調達の目標を設定してはどうか。調達コードに盛り込むことは難しいが、違うレベルで打ち出す方法もあるかと思う。

(事務局) トレーサビリティについて。トレーサビリティという文言自体は書いていないが、8でサプライヤーに基準を満たしている農産物であることを示せるように書類を保管するよう求めている。そうすることでケータリング業者は自らのサプライチェーンに同じような情報を求めていき、実質的にトレーサブルな状態になっていくと考えている。

(富田) 7の海外産のトレーサビリティについて。パブコメを見るとフェアトレードに対する言及に関する意見もある。フェアトレード自体が①から③の要件をすべて満たしているとは言い切れないが少なくともトレーサビリティについては一定レベルの担保にはなると思う。例えば7の中で例示的に「フェアトレードなど」と書き込み、持続可能な取組みとしてフェアトレードを否定しているわけではないことを示せるのではないか。また、そういった生産者の理解を深めるという観点からも例示をしてはどうかと思う。

(秋月) 有機、フェアトレード、トレーサビリティ等の点については事務局と相談して検討したいと思う。

4. 畜産物の調達基準の検討について

(事務局より、資料7-2に沿ってパブリックコメントの意見の概要と回答案を説明)

(事務局) 事務局としては、パブコメに出した基準案から修正する必要はないと考えたところ。御意見をいただく前に、藁田特別委員から、GAP 認証の普及に向けた農林水産省の取組について先にご紹介していただく。

(藁田特別委員より、資料10に沿ってJGAP 畜産版の策定状況について説明)

- (秋月) 今までの説明に対して御意見・御質問があればお願いします。
- (東梅) 畜産物も農産物と同様にトレーサビリティとトランスペアレンシーについてどの程度の水準が確保されているかということをお願いしたい。トレーサビリティについては意見のポイントに挙がっていないので、畜産物の生鮮食品については現在どの程度制度で担保されていると理解したらよいか教えてほしい。トランスペアレンシーについて、JGAP、GLOBALG. A. P.、GAP 取得チャレンジシステムという3つの担保方法によって、どこがどういう水準で達成しているのかということが、関心を持った人はその情報にアクセスをして確認することができる仕組みなのか教えてほしい。
- (藁田) トレーサビリティについて。GAP の規定の中でもどこに販売したか記録することになっている。当然ながら生産工程でどのロットがどこに販売されたかということも記録することになっている。畜産物は食中毒のリスクがあるので、食中毒等の事故が起こった際にすぐにフィードバックできるよう流通でも書類の管理をしているので、農場から流通までのトレーサビリティはしっかり確保されていると考える。また、GAP を取得した方はウェブ上で公開され、GAP 取得チャレンジシステムを取得した方もウェブで公開することを考えている。実際に食材を調達しようとする方にとっても有益な情報になると思う。
- (佐藤) 共通事項のパブリックコメントでもアニマルウェルフェアの担保に対する不安が出されていると思う。事務局のパブコメの回答の中でも国際的にも通用する OIE の基準に準拠しているということを書いているが、基準には明記されていないので注2にアニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針が出てくるので、ここに OIE のコードに準拠しているということを書いておいた方がよいのではないかと。
- (富田) 佐藤委員と同じような意見になるが、この調達コードは国際的にも影響力があると思うので、国際的に合意されている事項を1つの基準として考え、明示することが大事だと思う。畜産物ではアニマルウェルフェアに関しては OIE のコードがそれに該当すると思う。入れる場所としては例えば④内の「畜産物の生産にあたり、」の後に「OIE コードの遵守を推進するため」といった内容を入れてはどうか。注釈に入れるよりは目指しているところがあるということを示すという意味では適切な場所かと思う。有機 JAS について、性格が同じかは疑問だが農産物と同様に推奨を明確にすることが重要ではないかと思う。
- (伊地知 (南波委員の代理)) 有機農産物と有機畜産物は視点が違う。有機畜産物は基本的に有機の飼料を給与された畜産物ということで視点が違うと考える。取扱いについては事務局で検討いただければと思う。
- (八木) アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針が OIE に準拠しているという話だが、採卵鶏と豚についての OIE コードはまだ検討の段階で出来上がっていない。採卵鶏と豚については国内で作ったものであることをご理解いただければと思う。

(富田) OIE についてあるのであれば目指すべきところはここであるとし、ない場合はないとして整理すればよいと思う。飼養管理指針という言葉はわかりにくいので注釈はあった方がよいと感じた。

(秋月) OIE コードの準拠に関する文言や、飼養管理指針の説明等指摘いただいた点は事務局と相談の上検討したいと思う。

5. 水産物の調達基準の検討について

(事務局より、資料 7-3 と 8-3 に沿ってパブリックコメントの意見の概要と回答案、基準案の修正案について説明)

(事務局) 水産物については、4 パラグラフの (3) について修正したいと考えている。御意見をいただく前に、中特別委員から、水産エコラベル認証の普及に向けた農林水産省の取組についてご紹介していただく。

(中) 水産庁の水産エコラベル認証普及の基本的な考え方について説明させていただきたい。今回の調達基準は水産エコラベル認証を普及させていくために意義あるものと考えている。これによって消費者の中に持続可能な漁業に対する理解が進んで、その結果生産者サイドに資源管理のインセンティブが増えるといったシステムがこれをきっかけに作り出していけるのではと考える。漁業者、流通業者に加えて消費者に、水産資源を持続的に利用することの重要性であったり、それが簡単なことではないということを理解いただければと思っている。その中で消費者の中には価格が安いことが重要だと考える人もいるかもしれないが、多少高くてもエコラベルがついた水産物を買いたいという人も出てくると思う。市場においてそういったシグナルが発せられて供給サイドに届くことによって、生産者、流通者が反応して自分たちの漁業の持続可能性を客観的にわかりやすく消費者にプレゼンしていく必要性を感じてもらうことが重要である。その過程で自分たちが行っている資源管理に不十分な部分があればそれを改め、その取組を消費者が評価するといった好循環のシステムを作っていきたいと考えている。そういった前提で、我々がどういった形でエコラベルを普及させていくかということを紹介したい。資源管理計画は今年度から公正な第三者による現計画の評価、検証のシステムを導入することを促していきたいと考えている。また、水産研究・教育機構においてまとめられている SHUN プロジェクトについても支援し、事業者や消費者、あるいは認証機関が資源評価のデータベースを利用できるようにしてもらい、これによって認証コストを少しでも下げられるようにできればと考えている。一方、MSC や MEL は GSSI による認定手続きが進んでいると聞いている。こういうものによって信頼性が高まって生産者あるいは消費者がエコラベルの重要性を再度確認してもらうような機運が高まると考えている。そういうことを含めてこの先消費者が

これらの認証取得を評価してくれるよう、広報活動に力を入れたい。これはオリンピックが近づく程効果を発揮すると思うので、良いタイミングを見計らって広報活動を効果的に打っていきたいと考えている。そういう取組を広げていくことによってたくさんさんの認証が普及して、理想としては認証を受けたものだけで大会に十分な商品が提供できるような状態にもっていければと思う。ただ 2020 年は一つの通過点であるので、更にその後も消費者に評価してもらった結果としてエコラベル認証を受けた水産物が日本中で普及していき、更にその先輸出にもつながっていくような世界を作り出していければと考えている。

(秋月) 今までの説明に対して御意見・御質問があればお願いします。

(東梅) 中特別委員から、現時点での水産物の調達基準の不十分な部分を更に行政の支援であったり、検討を経て改善していくという非常に前向きに改善していくというメッセージが発せられたので、議事録を見ている人にとっても心強い発言だったと思う。一方、今回の水産物の調達基準はミニマムで十分である必要があるという観点から考えると、現在の表現では不十分であると考えている。1 点はトレーサビリティ、2 点目はトランスペアレンシーで透明性、公開性、第三者性というところでまだ不十分だと思っている。水産物は消費者からも遠いし、農場のようにそこで見られるわけではないので、いろいろなリスクが高い分野だと考えている。昨年 12 月には太平洋のクロマグロで違法な漁業が行われた問題や過少報告といった資源にとって危惧される問題が起きた。そういう意味でグローバルな観点から水産物のサステナビリティはトレーサビリティ、トランスペアレンシーの 2 点が必須になると考える。農産物と畜産物の調達基準 4 に挙げられた認証を受けた農産物、畜産物では、自己評価、点検で記録を残す形ではなく、第三者の確認を経るところをポイントにしていると理解した。そういう意味では水産物の調達基準も、調達基準 4 に挙げられている取り組みの確認が自己だけではなく、第三者が確認をし、それに対して確認できる仕組みを社会のレガシーとして 2020 年に向かって、そして 2020 年を超えて残せるように取り組んでもらうよう期待したい。そういう意味では調達コードの本文でもあったが、今回の水産物の調達基準で十分ということではなく、調達コードの必要な改定を行政の取組、世の中の求めに合わせてお願いしたい。また、別紙の①で「FAO の責任ある漁業のための行動規範」に準拠している、としている部分について、準拠自体は大変望ましい取組であるが、事業者または当該者が自分で点検している仕組みで第一歩としては重要だが、第三者が確認する仕組みにはなっていないので、担保方法としては弱い仕組みになっているのではないかと思う。水産物の調達は日本国内や海外でも関心が高いので、日本の良い取組が進んでいき、一方組織委員会への問い合わせや批判をきちっと抑えるためにも、早期に必要な改定を行うという観点で、トレーサビリティ、トランスペアレンシーをさらに高めていくことをご検討いただきたい。

(黒田) 中委員の発言を聞いて 2020 年は到達点ではなく、これをきっかけに水産だけでな

- く持続可能な調達が進められていくことが重要だと改めて思った。2点質問がある。
- 4 (3) が FIP について書かれていると思うが、「認証取得を目指して透明性・客観性をもって進捗確認が可能な改善計画」とあるが、具体的にこの透明性・客観性をどう担保するかを教えてほしい。GSSI について。FAO ガイドラインの準拠を確保するものとして GSSI の承認があると思うが、先ほどの話だと MSC や MEL が認定手続きを進めているという話だった。仮にそれを最終目的とした場合、こういった時間軸で認定に向けて動いているのか、またそのプロセスなどを情報公開していくのか教えてほしい。
- (事務局) 「認証取得を目指して透明性・客観性をもって進捗確認が可能な改善計画」としているが、どういうレベルといった具体があるわけではないが、FIP がこういったコンセプトでやっているということを念頭に置いて書かせてもらったところ。FIP をやっていたら問題ないという書き方にはしていないが、一つのあるべき形として書ける範囲で基準に書かせてもらった。
- (中) GSSI の承認のプロセスについて、水産庁は外から見ている立場であって、具体的にどこまで進んでいるかはわかりかねる部分もあるが紹介する。つい最近 GSSI から MEL 協議会に審査の方が実際に来てシステムについて検証し、コメントをしたという話は聞いた。MSC についてはパブリックコメントに付されている段階と聞いている。どちらもそれ以降のタイムフレームなどの詳細は承知していない。
- (東梅) 4 (3) について補足説明させていただく。FIP (漁業改善プロジェクト) や AIP (水産養場改善プロジェクト) は MSC、ASC の基準に対して、今何が足りていないのか、それがどのくらい足りていないのかということ評価したうえで、認証取得できるレベルまで取り組みを期限付きで改善するプロジェクトである。客観性については3のMSC、ASCの基準を参照して評価するため、客観的な評価がされる仕組みである。透明性については、改善プロジェクトの進捗を定期的に公開することが求められており、透明性を高めていると理解している。
- (重) 水産業界の人間として我々がこれまでにやってきた資源管理の取組、持続的利用に向けての取組について、このオリンピックを機会に環境ラベルといったものを促進して、外国の方々が来た時に、資源管理や持続的利用に配慮してやっているということをアピールしたい。なおかつおいしい水産物を提供する良い機会だと思う。オリンピックは漁業者にとっても大きなインパクトであるので、エコラベルを取ったことによる漁業者への金銭的なメリットは少ないところであるが、意識の問題としてこれを進める良い機会なのでぜひ活用させてもらいたい。これから漁業者へ普及・PRをし、環境ラベル等の普及も含めてオリンピックに向けて協力していきたいと思っている。GSSI もドイツのNPOであり、民間でベンチマークをしていて数年前にできた。我々もこういった横串で見てそれぞれの環境ラベルが一定の水準にあるかを評価してもらうことは必要だと考えている。MSC 含め世界各国に色々な環境ラベルがある中で、お互いどの環境ラベルが優れているかと言っているだけでも仕方がないので、透明性もすべて公開す

るのか、会社の機密情報として残していかないといけないといった問題もある中でそれぞれどこに線を引くかは会社によって違うので、こういう問題に対し GSSI という枠組みの中である程度やっていくことが必要だと思う。ただ GSSI は始まったばかりなので、これがすべてではない中で目指して取り組んでいく一つの方向性であるという意識でいる。あまり限定的にしない範囲でできるだけ今の取組を支援してもらおう形で事務局から御指導いただきたいと思う。また、先日 GSSI をとっているアラスカの認証ラベルの団体と話す機会があった。東京オリンピックに興味はあるが、明示されているのが MEL、MSC 等だったので自分たちの認証が載るためにはどうすればよいかという質問があった。ケータリング業者がアラスカのシーフードのラベリングを使おうと思って考え出した時には時間的にあまり余裕がないと思う。こういったケースはサプライヤーから事務局へ相談していけばよいものなのか。そういった枠組みも先の話になると思うが前広に構築してもらえるとありがたいと思う。

(事務局) 基準では 4 つの認証を挙げていてそれ以外については FAO ガイドラインをベンチマークにして判断していくとしている。そのプロセスは現段階では細かく決めていないが、アラスカの認証であればその団体から話をもらい、今挙げている 4 つの認証と同じ位置づけにできるかを判断させてもらい、その結果をホームページで公表できればと考えている。それについてはケータリング事業者が決まる前でもできると思っている。

(富田) 水産物について FAO のガイドラインという国際的な規範があるので、これを上位概念に掲げることが大事だと思う。2 で「FAO ガイドラインの準拠した水産物を調達する観点から」といった理念的な入れてはどうかと思う。GSSI に関しても事業者が言うのであれば 3 の「このほか、」の後に「GSSI を参考にしながら」といった言葉を明示的に入れてはどうか。先ほどのアラスカなどの認証について、ここに書く必要はないが、公開していくことは大事だと思う。そうしないと何が認められているかがわからないので手続きなどを含めて組織委員会のサイトに公開していく努力はお願いしたい。

(土井) FAO ガイドラインの「準拠」について、ここの表現は「遵守」ではないかと思う。さらに言えば実際は遵守していないという現状があるから「準拠」という言葉が使われているということでもあったかと思う。それ自体は残念で、改善していかなければいけないと思うが、目標として掲げるのであるし遵守ではないかと思う。また、水産物について MEL と MSC の認証の違いについて延々と議論をしてきたと思う。特別委員からの発言があったようにこれがよい契機になって、これから前向きに進めていく力になるということであれば、それ自体はとても良いことだと思う。特に GSSI の審査を受けていく方向性については非常に前向きなことでエンカレッジされたと思う。一方 2020 年まで何年もあるのでしっかりやれば達成できる時間があると思う。今後この基準は改定されると認識しているが、いかなる認証を認めるかについては GSSI を

- 含めどれだけ認証をしっかりしたものにしたかと連動させるべきであると思う。
- (事務局) FAO の行動規範の「準拠」と「遵守」の文言について、行動規範であって法律ではないため「遵守」という言葉が馴染むか違和感があるが、検討したいと思う。
- (土井) 必ずしも「遵守」という文言でなくてもよいが「準拠」ではないと思う。英語で言うと Comply といった表現になると思う。
- (若林 (大森委員の代理)) 漁業者としてはこの基準を徹底することを周知し、対応できるように努めていきたい。また、日本の良い取組を推進してほしいという話があった。今取り組んでいる資源管理の取組をパワーアップして、しっかり継続していきたいと思う。オリンピック・パラリンピックの時は安心して安全な日本のおいしい魚が提供できればと思う。
- (青山) 確認方法が自己宣言でいいのかという意見があったが、あまり確認方法を絞り過ぎても調達できなくなる可能性がある。ここで示されている確認方法でも一定程度確認できることから原案でよいかと思う。事業者にしっかり対応してもらい日本の水産物を大会で出してもらいたい。
- (秋月) 今まで指摘があった点については事務局と検討したいと思う。

6. 今後の予定について

- (事務局) いくつか座長と検討させていただく点は残っているが、本調達コードの案については、今後、持続可能性 DG 及び街づくり・持続可能性委員会へ報告するとともに、それと並行して、組織委員会内部の意思決定の手続きを進めていく。3 月中には正式に決定できるようにしたい。なお、内部の意思決定の過程で一部修正する可能性があることはご了承いただきたい。また、今後の本 WG の開催についてだが、紙やパーム油の基準を検討するために適宜開催していきたいと考えている。他方で、それぞれ検討体制含め、事務局サイドでいろいろな準備が必要であるため、現時点で細かなスケジュールを示せない状況である。ある程度準備の目途が立ったところで、委員の皆様にはご相談させていただきたい。
- (土井) 共通基準について言い忘れたことがある。別添 1 の中の「製造・流通等」の説明部分で、「製造、建設」の後「運営・マネジメント」というような言葉を加えてはどうかと思う。日本では浴場や飲食店で外国人お断りといった差別問題が時々報告されるが、五輪でもホテル・レストラン等関係施設でそういうことがないようにしないといけない。ここに例示されている製造や建設といった言葉ではイメージしづらいと思う。こういった問題も含めているという趣旨で「運営・マネジメント」のような言葉を入れてはどうかと思う。
- (事務局) 今の記述では物に偏っているので、サービスを想定した単語を入れるように検討したい。
- (富田) 今回基準が固まってスタートすることになり、これからは担保方法や苦情処理シス

テムといった検討が進むと思う。これについても WG で議論する機会を作ってもらいたいと思う。また、以前に木材の調達基準の議論の中で、フェアウッド法の話が出ていたが、今後数か月後に政省令が出てくると思うので、出てきた時にどういった反映をしていくかについて WG で議論できればと思う。

(事務局) 担保方法や苦情処理システムについて WG にどう諮っていくかということについては今後検討したいと思う。ただ、担保方法は実務の面から詰める必要があるので、WG でどういった意見をもらうのが良いのかも含め検討したいと思う。合法伐採木材法については今年の 5 月下旬に施行されることになっていて、それまでには政省令が出ると思うので、それによって今の合法木材に係る制度や仕組みがどこまで変わるかを見ながら、基準を変える必要があるかどうかを検討していきたいと思う。

(秋月) これまで本委員、特別委員の皆様にはそれぞれの専門の立場から貴重で建設的な意見をいただいた。長い間の協力に大変感謝する。また、パブリックコメントの整理を含めて事務局がよく働いてくれた。これからもまだ続くが一度ここで皆様に心からお礼申し上げたいと思う。本日はこれで閉会とする。